

配水池健全度診断業務委託

特記仕様書

四日市市上下水道局

第1章 共 通 事 項

第1条 目 的

本市上下水道局（以下「甲」という）の運用中である あがた配水池（2号池）について、長寿命化対策のため土木構造物の現地調査を行い、健全度診断を行う。

第2条 業務計画書

契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

第3条 疑 義

受託者は、業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は、協議し明確にするものとする。

第4条 機密の保持

受託者は、本業務上知り得た一切の事項を外部に漏らしてはならない。

第5条 変更契約

作業の途中において発注者の都合により、その内容に変更が生じてもそれが軽微な場合は受託者の負担によりそれを処理する。

第6条 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

第7条 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に当たって第2章第2条の成果品の外、次の書類を提出すること。

- ・業務着手届
- ・業務計画書
- ・議事録
- ・業務完了届

第8条 技 術 者

1. 受託者は、設計業務等における管理技術者・照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
3. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

第9条 支 払 い

委託料の支払いは、業務完了払いとする。

第2章 委託業務

第1条 対象施設

あがた配水池2号池

構造・形状：プレストレスコンクリート造 円形

寸法 : 内径50.00m×有効水深5.10m

有効容量 : 10,000m³

竣工年月 : 昭和50年3月31日

第2条 業務内容

健全度診断は、既存資料及び目視調査により対象施設の敷地状況、施工状況、劣化状況、を考慮して実施する。

1. 設計協議

(1) 初回打合せ（1回）

仕様書の内容確認（内容把握、業務工程、方針、検討事項の内容等）、借用資料等の確認

(2) 中間打合せ（1回）

業務作業中に発生する諸条件に関する確認、中間報告（8月中旬までに行うこと）

(3) 最終打合せ（1回）

業務作業完了時における総括説明、成果品納入、検収立会い

2. 現地調査

(1) 構造物劣化調査

はつり作業及びコア抜き供試体4本のコンクリート圧縮強度試験、中性化試験、鉄筋腐食試験、塩分分析試験を行い、試験後はコア抜き及びはつりなどの試験跡補修を行うこと。

はつり箇所は、地面を掘削し、基礎コンクリート部分とし、RCレーダー等を利用しての配筋の状況を解析してから行うこと。

- ・コンクリート圧縮強度試験 : コアボーリング(JIS A1107 コンクリートからのコアの採取方法 及び圧縮強度試験方法)により圧縮強度試験を行い、復旧も含む
- ・中性化試験 : 採取したコンクリートコアにフェノールフタレイン法を用いて中性化深さを測定する。
- ・鉄筋腐食試験 : 鉄筋をはつり出し、鉄筋のかぶり厚さ、鉄筋径及び腐食度を測定し、復旧も含む
- ・塩分分析試験 : 採取したコンクリートコアを試料として、コンクリート中の塩化物イオン量を測定する。

(2) 外観目視調査

構造物の現況状況について、目視調査を行い、下記に示す内容等の劣化状況を図化する。

- ・クラック、漏水、鏽汁、剥離、ふくれ、鉄筋露出、変色、構造物の変位、変形、不動沈下

3. 健全度診断

今回の現地調査と平成20年度における現地調査の結果（本局から提供）、及び令和6年度に行った内面調査（本局から提供）を基に劣化状況を判断し、健全度診断を行う。コンクリート及び鉄筋については、劣化や破損の有無及びそれらの程度を確認し、劣化の予測を行い、構造物の性能に及ぼす影響を評価する。

主な記載内容は、下記の通り

(1) 現地調査の結果

基礎コンクリート調査位置図（コア採取、鉄筋のはつり箇所）、コンクリート圧縮強度試験結果（4検体）、中性化試験結果（4検体）、鉄筋腐食試験結果（4検体）、塩分分析試験結果（4検体）、目視調査結果（所見）、劣化図（ひび割れ、塗装の剥れ、錆び等）

(2) 内面調査

水槽内部の配管・壁面等の亀裂破損の有無、写真

4. 長寿命化の対策

(1) 既存の設備を延命化するため、施工年度、材質、現地調査から土木構造物の長寿命化計画（外壁塗装、防水の修繕等）を作成する。

5. 成果品

以下のものを製本し提出する。

(1) 健全度診断結果報告

- ① 対象構造物概要
- ② 調査の方針
- ③ 調査結果の概要と構造物の性質
- ④ 総合所見
- ⑤ 現地調査に基づく平面図、立面図と既設構造物の所見
- ⑥ 既存構造物の現地調査結果報告書
- ⑦ 長寿命化の対策

(2) その他健全度診断において使用した資料等

(3) 規格及び部数

- ① 健全度診断報告書（A4版製本 金文字黒表紙） 3部
 - ② 上記の電子保存データ（保存メディアはCD-R又はDVD-R） 1部
- なお、設計図面データ形式はAutoCAD. DWG及びJWCAD形式2種、特記仕様書はワード形式、設計書はエクセル形式、その他はPDF形式とする。

第3条 その他特記事項

1. 現在、対象施設の全てが稼働しているため現地調査に当たっては、当該施設管理者と作業内容及び工程等について十分な協議を行い、安全管理について十分注意して実施すること。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法

律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報に適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。